# 日本マラソンの父「金栗四三」PRイラスト使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日本マラソンの父「金栗四三」PRイラスト(以下「イラスト」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

- 第2条 販売を目的とする商品に使用することを目的としてイラストを使用しようとする者は、和水町(以下、「町」という。)に対し、あらかじめイラスト商品用使用承認申請書(様式第1号)に商品のデザインの分かる書面を添付して提出し、町の承認を受けなければならない。
- 2 前項の目的以外のためにイラストを使用しようとする者は、町に対し、あらかじめイラスト一般使用承認申請書(様式第2号)にイラストを使用するもののデザインの分かる書面を添付して提出し、町の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3)報道関係機関以外(機関紙や地方広報紙など)で、町がその使用目的を前号に準ずるものと認めた場合
- (4)前項に従い、町より承認を受けた商品について、当該商品に関連した広告・ 宣伝に使用する場合
- (5) その他町が認めた場合

(使用承認審査)

- 第3条 町は、前条の申請書を受理した場合は、次項の基準に従い、その内容を 審査する。
- 2 イラストの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、町はこれを承認しない。
- (1)「日本マラソンの父 金栗四三」の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れのある場合
- (2) オリンピック等を想起させる使用の恐れがある場合
- (3) 特定の政治、宗教、選挙の活動に利用される恐れのある場合
- (4)特定の個人、団体又は商品等を支援若しくは推薦しているような誤解を与 え、又は売名に利用される恐れのある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
- (6) 町の事業又は町の認めた関連事業を推進するうえで支障となる恐れがある場合
- (7) イラストを正しい使用方法に従って使用しない恐れがある場合

- (8) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当する施設に関連する業務において使用する場合
- (10) 熊本県外で製造及び販売する場合。(別表第1参照) ただし、町が「日本マラソンの父 金栗四三」のPRに寄与すると認めたときは、この限りではない。
- (11) その他、承認することが不適当と認められる場合 (イラストの使用承認)
- 第4条 町は、前条の審査の結果、当該使用が「日本マラソンの父 金栗四三」の PR に寄与すると認めたときは、使用を承認する。この場合において、町は、この条による使用承認をうけた者(以下「使用者」という。)に対して、承認番号を付したイラスト使用承認書を交付するものとする。(様式第3号)
- 2 前条の規定により、使用の承認をしない場合は、イラスト使用不承認通知書 を交付するものとする。(様式第4号)

(使用の範囲)

- 第5条 使用者は、イラストを商品及び景品(以下「物品」という。)本体並び にそのパッケージ及び当該物品の広告物等においても使用することができる。 (使用料等)
- 第6条 イラストの使用者に対するイラストの使用料は、無償とする。 (使用期限)
- 第7条 イラストの使用承認期限は、第4条により使用許諾を受けた日から翌 年度末までとする。
- 2 使用者から特段の申し出がない限り、承認期間が終了した翌日から翌年度 末までイラストの使用承認期限を延長する。

(イラストの適正使用及び著作権の表示)

- 第8条 使用者は、イラストの使用に関して、この要綱を遵守し、イラストのイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに、物品の安全性、品質についても十分な配慮をしなければならない。
- 2 使用者は、物品に関して、JAS法、景品表示法、食品衛生法その他各種法 令を遵守しなければならない。
- 3 町は、使用者のイラストの使用方法がイラストのイメージ、信用性を損なうおそれがあるとき、又はJAS法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令に違反するおそれがあるときは、使用者に対して、是正を求めることができる。(同一性の保持等)
- 第9条 使用者は、物品の意匠について、別に定める日本マラソンの父「金栗四三」使用デザインマニュアルに従うものとし、本来の意匠との同一性を損なわ

ないようにしなければならない。イラストデザインに変更が生じる場合は、あらかじめ町と協議を行ったうえで使用するものとする。

- 2 使用者は、イラストの使用に関して、町の信用を害することがないように努 めるものとする。
- 3 使用者は、物品が、町が製造又は販売する物品であると誤認されるおそれが ないように必要な配慮を行わなければならない。
- 4 物品が、町が製造又は販売する物品であると誤認されるおそれがあると町が認めた場合は、町は、使用者に対してイラストの使用中止又は物品の外観その他についての是正を求めることができる。

(物品の確認)

- 第10条 使用者は、商品の発売前に、第4条第1項に定める町の承認を受けた 物品の完成品を町に提出しなければならない。ただし、物品の性質上の理由な どで、完成品を提出することが困難な場合は、協議の上、イメージデータの提 出等に替えることができる。(様式第5号)
- 2 町は、前項による確認の結果、物品が適正でないと認める場合は、使用者に対して、是正を求めることができるものとし、使用者は速やかにこれに応じ、町の承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定による是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。 (報告義務)
- 第11条 町は、使用者に対して、イラストの使用に関する事項について、資料 の提出又は報告を求めることができ、使用者は速やかにこれに応じなければ ならない。
- 2 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、町に対して直ちにその旨 を書面により通知しなければならない。
- (1) 使用者の住所又は所在地、代表者、商号等の変更をしようとするとき
- (2) 株主構成又は役員構成等の組織に関する大きな変更をしようとするとき
- (3)使用者の解散、合併、減資、営業の全部又は一部の譲渡又は譲受、会社分割の決議その他これに類する変動が生じたとき
- (4)前各号に定めるもののほか、町との関係に重大な影響を及ぼすおそれのある事実が生じたとき

(第三者に対する承認)

第12条 町は、既に使用者に対して承認した商品等と同一又は類似の商品等 に対して承認をすることができる。この場合において、使用者は、町に対して 当該承認について何らの異議を述べることはできない。

(権利設定の禁止)

第13条 使用者は、イラストについて、知的財産に関する一切の権利を新たに

設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、承認によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡 し又は承継させてはならず、承認にもとづくイラストの使用権を第三者に対 し再承認してはならない。

(資料の貸与)

- 第15条 町は、使用者から、物品開発の参考とするため、意匠等に関する資料 の提供を求められた場合は、事業に支障となる場合又はそのおそれがある場合を除き、使用者にこれを貸与することができる。
- 2 使用者は、貸与を受けた資料を、善良な管理者の注意をもって使用するもの とし、物品開発の参考とする以外の目的に使用し、又は無断で第三者に転貸し、 もしくは使用させてはならない。
- 3 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与を受けた資料を直ち に町に返却しなければならない。
- (1) 物品の製造又は販売を終了した場合
- (2)業務上の必要により、町から資料の返却を求められた場合
- (3) 承認が取り消された場合
- 4 使用者の故意又は過失によって、貸与を受けた資料が滅失もしくはき損し、 又はその返却が不可能となった場合は、使用者は、町の指定する期間内に、これを原状に復して返却し、又は返却に代えて、その代品を納め、若しくは町に 与えた損害を賠償しなければならない。

(著作権侵害行為への対処)

第16条 町及び使用者は、第三者によるイラストの著作権の侵害行為を知った場合、相互に相手方に通知するとともに、双方協力して侵害行為に対処するものとする。

この場合において、町は使用者と協議のうえ、使用者のイラストの使用が円滑になされるよう、必要な手続をとるものとする。

(権利侵害の主張への対処)

- 第17条 使用者は、イラストの使用に関して、第三者から権利侵害等の主張が あったときには、すみやかに町に通知しなければならない。
- 2 前項の場合、町及び使用者は協力して第三者からの主張に対処するものと する。

(紛争の解決)

第18条 使用者は、イラストの使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担において解決するものとする。

(使用者の物品に対する責任)

第19条 使用者の物品の安全性、品質等については、すべて使用者が責任を負 うものとする。

(製造の委託における管理監督責任)

- 第20条 使用者は、物品の製造を第三者に委託しようとする場合は、受託者が この要綱の各条項に違反することがないよう管理監督責任を負わなければな らない。
- 2 受託者の違反行為により町が損害を受けた場合は、使用者がその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第21条 使用者の物品の構造上、製造上その他の瑕疵により第三者が損害を 受け、その結果、町が当該第三者に対する損害賠償、訴訟費用その他の費用を 支出した場合は、使用者は、町に対して、直ちにその費用を弁償しなければな らない。

(承認の取消)

- 第22条 町は、次の各号のいずれかに該当する場合又はそのおそれがある場合は、書面による通知により、直ちに使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。
  - (1)使用者が自ら振り出し、又は裏書した手形又は小切手が不渡処分を受けたとき
  - (2) 使用者が公租公課の滞納処分を受けたとき
  - (3)使用者が自らの債務不履行により、差押え、仮差押え、仮処分等を受けたとき
  - (4)使用者が破産申立て、民事再生若しくは会社更生の申立てをなし、又はこれらの申立てを受けたとき
  - (5)使用者が解散、合併又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議し、 それによってこの要項の遵守に支障が生じたとき
  - (6) 使用者が監督官庁から営業の取消し又はそれに準ずる処分を受けたとき
  - (7)使用者が第8条第3項、第9条第4項又は第11条第2項による是正の求めに応じなかったとき
  - (8) 使用者がこの要綱の各条項に違反したとき
  - (9) 使用者が重大な背信行為を行ったとき
  - (10)前各号に定めるほか、使用者によるこの要綱の遵守が困難であると認め られる相当の事由があるとき
  - (11) イラストに関する町の権限の行使に支障が生じたとき
- 2 使用者は、承認が取り消された場合は、自己の責任と費用負担において、使 用承認に基づいて製造した一切の物品の販売等を停止し、又は廃棄処分しな

ければならない。

3 承認の取消しにより、町又は第三者に損害賠償、訴訟費用その他の費用が生 じた場合は、使用者はその費用を負担しなければならない。

## (秘密の保持)

- 第23条 町及び使用者は、承認に関し知り得た相手方の営業上の秘密を保持 し、第三者に漏らしてはならない。承認期間終了後においても同様とする。
- 2 町及び使用者は、自己の従業員その他の者に、前項の規定による義務の履行を遵守させなければならない。

(承認終了後の処理)

第24条 使用者は、承認期間が終了した場合の在庫物品について、承認期間終 了時から3か月以内に限り、販売することができる。

#### (要綱の改正)

第25条 町は、この要綱を改正することができる。この場合、イラストの使用 条件その他使用に関する事項は、改正後の要綱が適用される。

#### (補則)

第26条 この要綱に定めるもののほか、イラストの取扱いに関する必要な事項は、町が別に定める。

# 附則

- この要綱は、平成30年8月20日から施行する。
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

# (別表第1) 第3条関係

	県内製造	県外製造
県内販売	0	0
県外販売	0	×